

## 動物の愛護及び管理に関する法律

### (変更の許可等)

**第 28 条** 第 26 条第 1 項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第 1 項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第 26 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。